

専決処分事項の指定について

平成13年2月23日 議決

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の各項に掲げる事項は組合長において、専決処分することができる。

- 1 公務上発生した自動車運行上の事故にかかる1件の金額200万円以下の法律上組合の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 前項にかかる和解及び調停に関すること。